許　　可　　証

令和７年２月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（処分業）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により、次のとおり許可します。

令和７年３月３日

千歳市長　横田　隆一　印

千管総許可第39号

事業者名	リサイクルファクトリー株式会社 代表取締役　本村　信人
住所又は所在地	（本店）札幌市中央区南４条東５丁目１番地９ （支店２）千歳市中央690番地１
事業の範囲 （取扱廃棄物の種類）	事業系一般廃棄物（木くず、すき取り物、刈草、牧草、稲わら、麦幹、枯葉、動植物性残渣（産業廃棄物に該当しないものに限る））
処分の方法、設備の概要等	中間処理（移動式木質系廃材破砕装置ダイヤモンドＺほか）
許可期間	令和７年３月１日 ～ 令和９年２月28日
許可条件	関係法令並びに千歳市廃棄物の処理等に関する条例及び規則等を遵守すること。

様式第２号（第６条関係）

~~収集運搬業~~
一般廃棄物　　許可証
処分業

許可番号	第　２０２　号
営業所（処分業にあっては処理場）の所在地又は住所	長沼町字幌内１７２０番６ 長沼町字幌内１７２０番４７２ 長沼町字幌内１７２０番２
営業所（処分業にあっては処理場）の名称	リサイクルファクトリー株式会社　長沼事業所
事業の区分	一般廃棄物処分業
営業の区域	長沼町・南幌町・由仁町
許可の有効期限	令和８年　３月３１日
許可条件	（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること。 （２）取扱廃棄物の種類 選別施設 すきとり物（土砂と草、草の根の混合物）、刈草・枯草 木くず（伐根、伐採木、剪定枝、流木） 混合ごみ（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず） 破砕施設 可燃ごみ（木くず、すきとり物、刈草、枯葉） （３）処理能力 ４．８ｔ／日（８時間）（伐開物小型破砕機） １６０ｔ／日（８時間）（破砕） ７２０ｔ／日（８時間）（選別） １４８ｔ／日（８時間）（移動式木材破砕機）

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第６条の規定により、上記のとおり許可する。

令和６年　４月　１日

南空知公衆衛生組合長　　齋　藤　良

別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 ~~収集運搬業~~ 処分業 許可証

許可番号	北広廃対指令第28号
営業所(処分業にあっては処理場)の所在地又は住所	北広島市西の里901番地1
営業所(処分業にあっては処理場)の名称	リサイクルファクトリー株式会社　北広島事業所
事業の区分	一般廃棄物処分業（中間処理（選別・破砕))
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（木くず（伐採木・剪定枝・伐根・流木)、刈草、すき取り物に限る)
営業の区域	北広島市内全域
許可の有効期限	令和7年9月12日から令和9年9月11日まで
許可条件	1　取扱廃棄物は北広島市内で発生したものに限る 2　関係法令を遵守し、適正に一般廃棄物の処分業を行うこと

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

令和7年9月4日

北広島市長　　上野正三